

「いじめ防止対策推進法」という法律ができたよ！



社会には人間としてまもっていこうというルール（道徳など）がたくさんあります。「弱い者のいじめをしない」ということもその一つです。でも、いじめによって、かなしいできごとがおきています。そこで、国が今年6月に「いじめ防止対策推進法」という法律をつくりました。

高崎市では、昨年4月から市をあげていじめ防止に取り組んでいます。この法律をしっかり学び、「高崎ではいじめに悩む仲間が一人もいない」ことをめざして、みんなで協力し合っていきましょう。

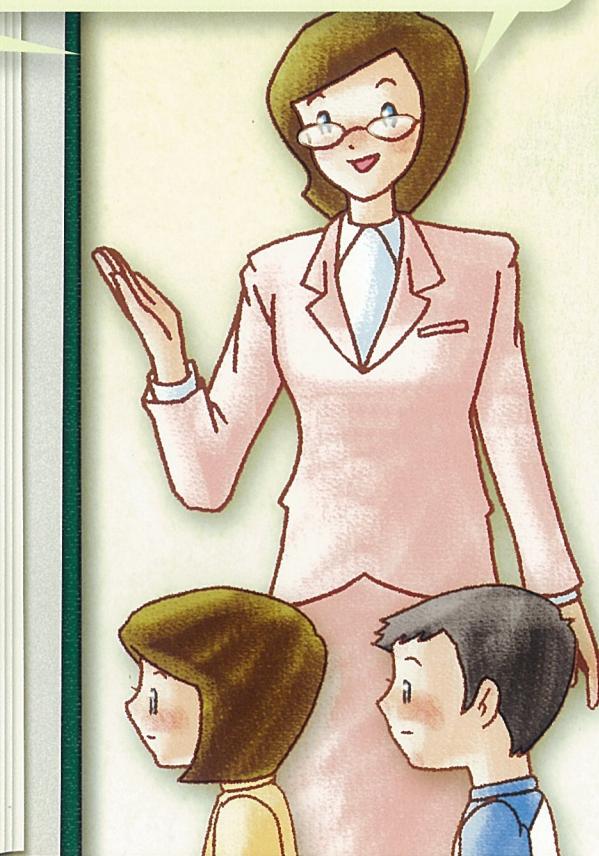
学校は、いじめをなくす努力をしなければいけないんだ。（第22条）

（第4条）

いじめをしてはいけません。

いじめは、みんなで協力し合って、なぐたなきやいけないんだ。（第3条）

いじめは人の心も体もきずつけてしまうんだよ。（第1条）



上の4つのきまり（条文）をふくめ、全部で35のきまり（条文）があるんだね。
おうちの人と、いじめの問題について、いっしょに話し合ってみましょう。



平成25年11月18日
高崎市いじめ防止推進協議会